

令和2年横審第56号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

指定海難関係人 b

職 名 モーターボートB操縦者

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年11月24日12時27分

名古屋港第5区

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA モーターボートB

総トン数 2.8トン

全 長 2.90メートル

登録長 6.86メートル

機関の種類 電気点火機関 電気点火機関

出力 103キロワット 1キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画右舷側に舵輪、舵輪前部に魚群探知機及びレーダー、同右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、釣り場を下見する目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和元年11月24日11時00分名古屋港第5区に所在するマリーナを発し、伊勢湾北部の釣り場に向かった。

a受審人は、11時30分釣り場に到着して釣りを行ったのち、12時00分釣り場を発進して帰途に就き、魚群探知機及びヘッドアップ表示の0.75海里レンジとしたレーダーをそれぞれ作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、12時24分少し過ぎ名古屋港東航路第4号灯標（以下「東航路4号灯標」という。）から087度（真方位、以下同じ。）1,390メートルの地点で、針路を139度に定め、機関を回転数毎分1,000にかけ、3.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、12時25分東航路4号灯標から090度1,450メートルの地点に達したとき、正船首220メートルのところBを視認することができ、その後、同船が船首を北西方に向けたままほとんど移動しない様子から漂泊中であることがわかり、Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針したとき周囲を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく続航し、12時27分僅か前船首至近にB を認め、機関を全速力後進にしたものの、効なく、12時27分東航路4号灯標から096度1,590メートルの地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その船首がB の右舷船首部に前方から15度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期で、視界は良好であった。

また、B は、小型船舶操縦士免許が不必要のミニボートと呼称され、小型船舶の登録及び検査が対象外の船外機を船尾に、左舷船尾の舷側にポータブル型魚群探知機をそれぞれ装備したゴム製モーターボートで、b 指定海難関係人が操縦者として1人で乗り組み、知人1人を乗せ、それぞれが救命胴衣を着用し、釣りの目的で、有効な音響信号を行う手段を講じないまま、船首0.1メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、同日07時00分知多市新舞子の砂浜を発し、知多市緑浜町に所在するガス工場西方沖合となる名古屋港第5区の釣り場に向かった。

b 指定海難関係人は、07時10分釣り場に到着して漂泊しながら釣りを行ったのち、発航地に戻る途中で知多市南浜町のガス工場の西端付近と知多市緑浜町のガス工場の西端付近との間に構築された輸送管用橋りょう下付近で釣りをすることとし、12時07分釣り場を発進して同橋りょう下付近に向かい、12時24分衝突地点付近に到着して漂泊を開始し、同乗者を船体前部に、自らは同後部に腰を下ろし、いずれも右舷方を向いて釣りを再開した。

b 指定海難関係人は、12時25分東航路4号灯標から095度1,590メートルの地点で、船首が304度を向いていたとき、右舷船首15度220メートルのところにA を視認することができ、そ

の後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b 指定海難関係人は、A に対して避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂流を続け、B は、船首が 304 度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、A は、船首部船底外板に、B は、右舷船首部にそれぞれ擦過傷を生じ、B の同乗者が腰部打撲等を負った。

(航法の適用)

本件は、港則法が適用される名古屋港において、航行中の A と漂流中の B とが衝突したもので、同法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第 38 条及び第 39 条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、名古屋港第 5 区において、マリーナに向けて航行中の A が、見張り不十分で、前路で漂流中の B を避けなかったことによって発生したが、B が、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、名古屋港第 5 区において、マリーナに向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、定針したとき周囲を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないもの

と思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年7月8日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 吉 川 弘 一

審判官 山 岸 雅 仁

審判官 岩 崎 欣 吾